

■ 中小企業の税務判断の書籍詳細

税理士 延時 隆／編著

2026年6月10日発行 定価:1,210円(本体1,100円+税)

2色刷り冊子・A5判・112頁

※一般書店でのお取り扱いはありません。

●税務・会計に関する「よくある相談事例」を Q&A形式で解説！

- 令和8年の税制改正を基準として、税理士が認識する税法等の法令と、税務当局の税務調査の臨場での通達の判断との齟齬を著者の体験・過去の事例をもとに記述
- 会社経営者・経理担当者が、顧問税理士に行う税務・会計に関しての「よくある相談事例」を、内容別・ジャンル別にQ & A形式で整理

令和8年改正対応

実例から学ぶ

中小企業の 税務判断

税理士 延時 隆 編著

押さえておきたい基本と応用Q&A

我々税理士は、税法・民法等の法令により税務処理、税務申告・税務相談を執り行っています。税法における法令とは、法人税法・所得税法、施行令・施行規則などであり、税務申告に際してはその法令に準拠します。また、税務調査においては、それらの法令・通達により税務判断がなされます。

基本通達・個別通達は行政サイドのルールですから、あくまでも法令に準拠しますが、現状の事象によっては通達にそぐわないことがあり、地裁・高裁・最高裁の判例(納税者側の勝訴)により、通達が改訂・追加されます。

本冊子では、税務判断する際にあくまでも法令を基本にしています。法令をベースにして各税務事案には税務通達を斟酌して解説し、我々税理士事務所が中小企業経営者に対して適切な助言をすることを基本とした冊子となります。

冊子の内容は、法人税、消費税、源泉所得税などの法人税関連の疑問、税務調査の現場、電話等による問い合わせを筆者が実際経験したものなどを含めて、まとめたものです。税理士が認識する税法等の法令と、税務当局の税務調査の臨場での通達の判断との齟齬を、体験に基づいて過去の事例をもとに記述していきます。

本書が、実務家の皆様にとってはよくある相談事例における誤りやすい実務の確認や気づきとして、また会社経営者・経理担当者の皆様にとっては、事例を把握しておくことでトラブルの事前回避や、正しい会社経営の一助となれば幸いです。

税理士 延時 隆

本冊子は、令和8年4月1日現在の法令に基づいています。

目次

I 役員給与・退職金

1. 役員に対する給与	6
<役員に対する経済的利益>	6
<定期同額給与と事前確定届出給与>	8
2. 役員給与の増減	9
<増額改定による遡及の支給>	9
<役員給与の変更(好調期と業績悪化時)>	9
<事前確定届出給与・役員賞与の支給>	12
<役員への退職金(功績倍率)>	13
<役員退職給与の支給時期と支払い方法>	15
<役員退職金>	16
3. 社員の退職金の打切り支給	18
<永年勤続従業員からの要望による退職一時金の支給>	18
<勤続年数の打切りに伴う退職給与の一部打切支給>	18
<代表者の親族の役員・給料>	19

II 会社・役員間取引

1. 不動産の賃貸借	20
<会社と役員との土地・家屋等の賃貸借>	20
<会社が役員の個人所有の土地を借りる場合>	22
2. 貸付金・借入金(会社と役員との間の金銭貸借)	26
<役員に対しての金銭貸付金>	26
<役員からの借入金>	28
3. 法人から役員への資産の贈与等	30
<法人から役員への資産の贈与、低額譲渡、高額譲渡>	30

III 親会社・子会社

1. 取引価格の適正性(商品・製品の単価)	32
<取引価格>	32
2. 子会社への出向と給与課税・源泉所得税	32
<子会社への役員出向・出向元法人が支払う較差補填金>	32

IV 売上・外注費等の計上時期と雑収入

1. 収益の計上時期(出荷、納品、検収の各基準)、引渡しの認識	34
＜収益の計上時期＞	34
2. 建設業等の請負工事、工事完成基準、部分完成基準	36
＜請負工事＞	36
＜外注費に係る消費税の支払時期の問題＞	37
3. 雑収入	38
＜スクラップの売却＞	38
＜預り保証金＞	39
＜ポイントの活用、還元＞	40

V 福利厚生費と交際費

1. 従業員の退職金積立(中退共制度)	42
2. 慰安旅行等	43
＜慰安旅行＞	43
＜リゾート会員権＞	44
3. 福利厚生費と交際費	45
＜福利厚生費と交際費等との区分＞	45
4. 交際費と会議費	46
5. ロータリークラブの会費等	49
6. 謝礼、仲介手数料、情報提供料	50

VI 給与・外注費・生命保険等

1. 外国人の雇用	52
＜外国人労働者の給与等＞	52
2. 現物給与	54
＜通勤手当等＞	54
＜食事の支給等＞	54
3. 社内外注・業務委託費	56
＜外注費と給与＞	56
＜短期前払費用＞	58

4. 生命保険等	60
<生命保険契約>	60
<定期保険契約の取扱いの変更(法人税基本通達)>	62
<年換算保険料相当額30万円の基準(令和元年10月8日以後)>	66
<保険契約の変更>	66
<保険契約の転換(コンバージョン)>	67

VII 消費税・インボイス制度

1. 消費税	70
<輸出免税>	70
<非課税・不課税・免税の違い>	71
2. インボイス制度	72
<帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合>	72
<立替金の場合の適格請求書>	74
<従業員が立替払いした場合の適格簡易請求書>	74
<中小事業者の1万円未満の課税仕入れ(少額特例)>	75
<2割特例の見直し(個人事業者のみ適用可能な3割特例の創設)>	76
<仕入税額控除(8割・5割控除から7・5・3割控除へ改正)>	76

VIII 資本的支出(減価償却)と修繕費

1. 資本的支出と修繕費の判定	78
<経年劣化による修繕費>	80
<台風被害による修繕費>	80
<保険金と圧縮記帳>	81
<中古資産の修繕費>	84
<中古資産の耐用年数>	86
2. 減価償却	87
<少額減価償却資産の特例(40万円基準)>	87
<消費税等の経理処理方式の違いによる判定>	88
<少額の減価償却資産>	88
<リース契約>	90

IX 資金繰り・法人成り

1. 資金繰り	92
<運転資金と設備投資の資金>	92

2. 法人成り	94
<棚卸資産の引継ぎ>	94
<固定資産の引継ぎ>	95
<みなし譲渡>	96

X 租税特別措置法

1. 中小企業向け措置の中小企業者に該当するかの判定	98
<措置法上の中小企業者>	98
<中小企業者が対象となる制度>	99
2. 中小企業技術基盤強化税制	100
<中小企業技術基盤強化税制の概要>	100
<控除限度超過額の3年間の繰越控除>	101
3. 中小企業投資促進税制	102
<中小企業投資促進税制の概要>	102
<対象となる車両及び運搬具>	103
4. 中小企業経営強化税制	104
<中小企業経営強化税制の概要>	104
<リース資産の取扱い>	105
<事業の用に供した日>	106
<他の税制との重複適用>	107
5. 中小企業向け賃上げ促進税制	108
<中小企業向け賃上げ促進税制の概要>	108
<賃上げ促進税制での税額控除の繰越控除措置>	111
<雇用者給与等支給額に含まれないもの>	112

凡例

法 法…法人税法	消基通…消費税基本通達
法 令…法人税法施行令	措 法…租税特別措置法
法基通…法人税基本通達	措 令…租税特別措置法施行令
所 法…所得税法	措 規…租税特別措置法施行規則
所基通…所得税基本通達	措 通…租税特別措置法関係通達
所 令…所得税法施行令	地 令…地方税法施行令
所 規…所得税法施行規則	耐 令…減価償却資産の耐用年数等に関する省令
消 法…消費税法	耐 通…耐用年数の適用等に関する取扱通達

I 役員給与・退職金

1. 役員に対する給与

<役員に対する経済的利益>

Q

役員給与について、金銭以外で役員給与の対象となるものがあると聞きましたが、どの様なものが対象となるのでしょうか。

A

債務の免除による利益や資産の贈与、低額での譲渡などの経済的利益の供与は、役員等に対して給与を支給したのと同様の経済的効果を有するため、原則として給与とされます。

(参考法令等) 法法34④、法基通9-2-9

○役員に対する経済的利益

経済的な利益とは、例えば次に掲げるもののように、法人の行為によって実質的にその役員に対して給与を支給したのと同様の経済的効果をもたらすものをいいます。

①	役員等に対して資産を贈与した場合におけるその資産の時価
②	役員等に対して資産を時価より低額で譲渡した場合における時価と譲渡価額との差額
③	役員等から資産を時価より高額で買入れた場合における買入れ価額と時価との差額
④	役員等に対して有する債権を放棄または免除した場合におけるその債権の額
⑤	役員等から債務を無償で引き受けた場合におけるその債務の額
⑥	役員等に対して居住用土地または家屋を無償または低額で提供した場合における通常取得すべき賃貸料の額と実際に徴収した賃貸料の額との差額
⑦	役員等に対して無利息または低率で金銭の貸付けをした場合における通常取得すべき利率により計算した利息の額と実際に徴収した利息の額との差額

Q

当社の売上が前年に比べて大幅に下落しています。年度中に役員給与の減額改定を行っても定期同額給与になるでしょうか。

A

売上不振により経営の状況が著しく悪化した場合、減額改定された役員給与は、改定前と同様に定期同額給与となります。

ただし、売上高が前期より減少し、修繕費が多額になったため当期損益が欠損になりそうだとし期中に給与減額しても、税務調査により著しい業績悪化と認められない場合は、定期同額給与とみなされません。

業績悪化改定事由

「経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由(業績悪化改定事由)」により、やむを得ず定期給与を減額改定された給与は、定期同額給与に該当[※]します。

※改定前に定額で支給していた役員給与と、改定後に定額で支給する役員給与は、それぞれ定期同額給与に該当し、損金算入

ただし、売上高に大きな変動がない場合や、経常利益が若干下落した場合など、著しい悪化というほどのものでない場合は該当しません。

その場合、減額する改定前の定期同額給与との差額は、減額後の定期同額の給与に上乗せ支給したものとみなされ、改定前の給与のうち、改定後の給与の額を超える部分が損金不算入とみなされることがあります。

税務調査を受けた際に、業績悪化改定事由に対して否認指摘を受けたとしてもすぐに対応できるよう、利益調整目的の減額改定ではない旨[※]をすぐに提示できるようにしておくことなどが、否認されないためのポイントとなるでしょう。

※業績見込みが悪く減額に至った過程や、根拠となる資料等

○経営の状況の著しい悪化に類する理由 (法基通9-2-13)

- | |
|---|
| ①経営が著しく悪化したことなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情がある |
| ②一時的な資金繰りの都合や、業績目標に達しなかったことなどは、その理由とはならない |

(参考法令等) 法令69①一八、法基通9-2-13

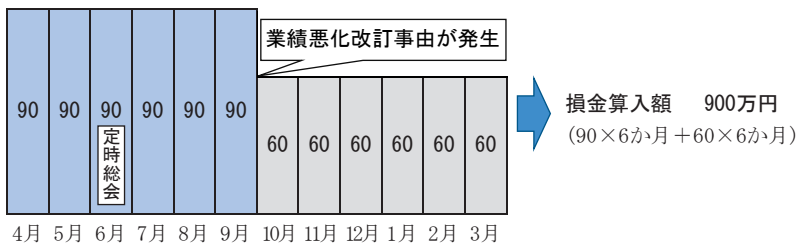
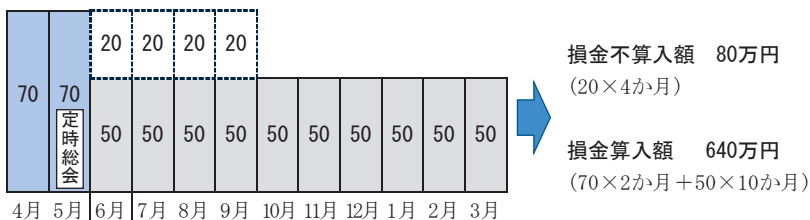
役員給与に関するQ & A (平成24年4月改訂版)

Q1 業績等の悪化により役員給与の額を減額する場合の取扱い

Q1-2 業績等の著しい悪化が不可避と認められる場合の役員給与の減額

東京地裁 平成26年5月30日判決

「定期同額給与／業績悪化改定事由に該当しないとされた事例」

(設例1) 業績悪化改定事由により改定した場合**(設例2) 業績悪化改定事由に該当しない改定をした場合**

定時株主総会(5月)では、報酬額を従前の70万円のまま改定せず。その後、10月に行った50万円への減額改定が、資金繰りの都合や、経営状況の悪化であっても「著しい悪化」までには至らないと判断されるケース。

Q

業績悪化改定事由によりやむを得ず役員給与を減額しましたが、期中にその後、売上が回復してきたので、減額していた役員給与を元の金額に戻そうと思いますが、問題ないでしょうか。

A

業績悪化による減額とは違い、増額の意図がやむを得ず減額していた役員給与を元の金額に戻すことであったとしても、役員給与の増額改定となります。したがって、減額していた金額を超える金額が損金不算入となります。

(参考法令等) 法法34①、法基通9-2-13

II 会社・役員間取引

1. 不動産の賃貸借

<会社と役員との土地・家屋等の賃貸借>

Q 当社が所有する土地・家屋を、当社の役員に社宅として貸すことになりましたが、家賃をいくらにしたら良いかの目安や注意する点などがあれば教えてください。

A 会社が役員に土地建物を貸す場合、次の「通常の賃貸料」を家賃として収受していれば問題ありません。

土地・建物の面積と固定資産税課税標準額をもって算出します。
ただし、床面積や取得価額、支払賃貸料の額、内外装の状況等から、いわゆる豪華社宅とされる場合は、次の算式の適用はなく、通常支払うべき使用料に相当する額が賃貸料相当額になります。

①通常の賃貸料の計算（小規模住宅でない場合）

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年度の家屋の固定} \\ \text{資産税の課税標準額} \end{array} \times 12\%^{*} + \begin{array}{l} \text{その年度の敷地の固定} \\ \text{資産税の課税標準額} \end{array} \times 6\% \right] \times \frac{1}{12}$$

※木造家屋以外の家屋については10%

（設例1）役員社宅

その年度の家屋の固定資産税 の課税標準額	その年度の敷地の固定資産税 の課税標準額
6,170,000円	1,954,000円

○ 自社所有の社宅（所基通36-40）

$$\left[\begin{array}{l} 6,170,000 \times 12\% \\ \downarrow \\ 740,400 \end{array} + \begin{array}{l} 1,954,000 \times 6\% \\ \downarrow \\ 117,240 \end{array} \right] \times \frac{1}{12} = \frac{71,470}{\downarrow} \text{月額家賃}$$

借り上げ社宅

会社が第三者から借り受けた土地・建物を役員に転貸借（又貸し）している場合、その賃借料の50%か、上記の賃貸料のいずれか高い金額を賃貸料の金額とします。

3. 法人から役員への資産の贈与等

<法人から役員への資産の贈与、低額譲渡、高額譲渡>



当社で使用している社用車を役員に譲り渡したいのですが、何か注意することはありますか？



役員への資産の譲り渡し方によって、それぞれ次の点に注意が必要です。

贈与	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・時価で譲渡したものとみなし、時価と簿価との差額を譲渡損益として計上します。 ・譲渡額(時価)は、役員に賞与を支給したものと扱います(原則、損金不算入)。
	役員	<ul style="list-style-type: none"> ・その譲渡額が、給与所得(賞与)となります。
低額譲渡	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・時価で譲渡したものとみなし、時価と簿価との差額を譲渡損益として計上します。 ・時価と実際の譲渡額との差額は、役員に賞与を支給したものと扱います(原則、損金不算入)。
	役員	<ul style="list-style-type: none"> ・時価と実際の譲渡額との差額が、給与所得(賞与)となります。
高額譲渡	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・時価で譲渡したものとみなし、時価と簿価との差額を譲渡損益として計上します。 ・実際の譲渡額のうち時価を上回る金額は、役員からの贈与(受贈益)として扱います。
	役員	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の譲渡額が時価を上回るため、課税対象とはなりません。法人への贈与となります。

(設例：低額譲渡)

時価200万円、簿価150万円の社用車を、100万円で役員に譲渡

	法人	役員
時価(200)－簿価(150)＝50	売却益 (法人税の対象)	
時価(200)－譲渡額(100)＝100	役員への賞与 (損金算入不可)	給与所得(賞与)

Ⅲ 親会社・子会社

1. 取引価格の適正性(商品・製品の単価)

<取引価格>

Q

当社は、売上の単価設定の際、取引先別に取引量などに応じて、ABCランク別により、取引単価を変えています。そのなかで、当社の子会社に対しては、取引価格をどのように設定したら良いでしょうか。

A

第三者とのいわゆる「時価」でなく、高額もしくは低額の単価で取引があった場合、課税上、弊害がありますので、第三者間の取引と同基準の価格設定が必要です。

経済取引では、利害関係のない第三者間の取引は時価となります。取引量に応じて価格単価は変化するのは正常です。

その中で、利害関係・資本関係のある会社、特に子会社に対しては、立場上、親会社の優位の面で、価格設定が左右されます。

そのような場合の取扱いは、次のとおりとなります。

①時価より低額の場合…子会社に対する寄附金

②時価より高額の場合…親会社に対する寄附金

2. 子会社への出向と給与課税・源泉所得税

<子会社への役員出向・出向元法人が支払う較差補填金>

Q

当社の役員が子会社に出向しており、出向元である当社が、出向先の子会社にその役員給与の一部を、いわゆる較差補填金として支払い、子会社は当社からの補填金を含めた総額を本人に支給しています。

この場合、出向役員の給与負担の処理方法と、源泉所得税の取り扱いはどのようにすべきでしょうか。

Ⅳ 売上・外注費等の計上時期と雑収入

1. 収益の計上時期(出荷、納品、検収の各基準)、引渡し認識 ＜収益の計上時期＞

Q

当社は、商品等の売上を毎月20日締め日で計上していますが、決算日である3月31日の直前に多額の売上があった場合、翌月の締め日取引先に請求することになりますが、どのように処理したら良いでしょうか。

A

質問の場合、3月31日までに引き渡し完了している分を、売上として計上する必要があります。

売上は、原則、引渡し完了した時点で計上します。そのため、決算月には、直前月の締め日から翌月の締め日までの納品のうち、決算日までに完了した納品分を売上として計上する必要があります。

税務調査では、売上を意図的にずらして利益を操作する行為がないか、決算日前後の納品等が必ず調査されます。

決算時の計上(帳端(ちょうは)、每期継続適用)

法人税法上、資産の販売等の収益(益金)の計上時期は、目的物の引渡し又は役務の提供の日が原則です。相手方に引渡したことで、売上・収益が成立します。

引渡しには次の基準があります。会社にとって、その中で合理的な基準を選択できますが、每期継続して売上計上をしなければなりません。

①出荷基準(納品基準)	②検収基準
③使用収益開始基準	④検針日

例えば、3月31日決算の法人が、売上計上を毎月20日締めとしている場合、3月21日から決算3月末日までの11日間に取引先に納品したものは、「帳端」として、売掛金の計上をしなければなりません。

(参考法令等) 法法22の2①、法基通2-1-1、2-1-2

V 福利厚生費と交際費

1. 従業員の退職金積立(中退共制度)

Q 当社は、社員が将来退職することに備えて、資金繰りと節税対策も兼ねて、退職金の準備をしたいのですが、どのようにしたら良いでしょうか。

A 国の制度として、随時加入できる「中小企業退職金共済制度(中退共)」があります。
全額、福利厚生費として費用(損金)処理できます。

中小企業退職金共済制度

多くの中小企業で、従業員の退職金対策として活用されています。
この制度に加入できるのは、次の企業です。ただし、個人企業や公益法人等の場合は、常用従業員数によります。

<加入条件>

業種	常用従業員数		資本金・出資金
一般業種(製造業、建設業等)	300人 以下	または	3億円 以下
卸売業	100人 以下	または	1億円 以下
サービス業	100人 以下	または	5千万円 以下
小売業	50人 以下	または	5千万円 以下

<制度の特色>

掛金	従業員ごとに月額5,000円から30,000円まで16種類の選択。 ※短時間労働者は、特例掛金月額として、2,000円、3,000円、4,000円でも加入できます。
掛金助成	新しく加入した場合、掛金月額の増額変更の場合など、国からの掛金の一部助成があります。
過年度分	加入時前の従業員の過去勤務掛金を並行して支払いできます。
退職時	退職金は従業員に直接、中退共から口座振込みされます。

3. 福利厚生費と交際費

<福利厚生費と交際費等との区分>

Q

福利厚生費か交際費で処理するか判断に迷うことがあります。それぞれの違いはどのようになっているのでしょうか。

A

福利厚生費は、専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行などのために通常要する費用などとされます。

交際費等は、得意先や仕入先その他事業に関係のある者などに対する接待、供応、慰安、贈答などの行為のために支出する費用をいいます。

○社内行事における福利厚生費の例

社内の行事に際して支出される金額などで、次のようなものは福利厚生費となります。

- ①創立記念日、国民の祝日、新社屋の落成式などに際し、従業員等におおむね一律に、社内において供与される通常の飲食に要する費用
- ②従業員等(従業員等であった者を含みます。)またはその親族等のお祝いやご不幸などに際して、一定の基準に従って支給される金品に要する費用(例えば、結婚祝、出産祝、香典、病気見舞いなどがこれに当たります。)

(参考法令等) 措法61の4、措令37の5、措通61の4(1)-1、61の4(1)-10

福利厚生費と会議費

福利厚生費は、上記のQ&Aにあるように、従業員に係る全般的な費用です。

会議費は、社内の会議又は取引先等との商談・打合わせ等、一般的に会議を行う場所において通常供与される屋食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用です(交際費との区分は後述のQ&Aで解説)。

退職金
役員給与

取引
会社役員間

子会社
親会社

雑収入
収益計上時期

交際費等
福利厚生費

生命保険等
給与・外注費

インボイス
消費税

と修繕費
資本的支出

法人成り
資金繰り

措置法
租税特別

VI 給与・外注費・生命保険等

1. 外国人の雇用

<外国人労働者の給与等>

Q

当社は、介護事業の人材確保のため、東南アジアからの外国人を雇用・採用しています。

源泉所得税等の注意点を教えてください。

A

外国人労働者であっても、給与の支払いをする際には、原則としてその給与から所得税等の額を差し引きます(源泉徴収します)。

この源泉徴収する所得税等の額は、「居住者」に該当するか、又は「非居住者」に該当するかにより異なることになります。

また、非居住者である親族について扶養控除等の控除の適用を受ける場合には、所定の書類を提出する必要があります(次頁 ③ 確認書類 参照)。

○源泉所得税に関する留意点

①勤務状況(主たる給与か、従たる給与かの確認が必要(専属か掛け持ちか))

主たる給与で年末調整して、他の給与を含めて所得税の確定申告をする必要があります。

②居住者・非居住者の主な違い

居住者	国内に「住所」を有し、引き続き1年以上「居所」を有する個人(住民票または、1年以上居住確認のため在留カードの在留有効期限を確認)
給与所得の源泉徴収税額表により源泉所得税を徴収し、年末調整により年税額の精算	

非居住者	「居住者」以外の個人
人的役務の提供事業の対価として20.42%の税率を乗じて算出 ※源泉徴収税額の税率が高くなります。	

(参考法令等) 所法2①三、所令14①一、所基通3-3

Ⅶ 消費税・インボイス制度

1. 消費税

<輸出免税>

Q

当社は日本国内の中古車販売会社やオークションで中古車を落札・買入れ(仕入れ)して、海外の中古車販売業者に向けて輸出販売しています。消費税の輸出免税を利用して還付申告する際の注意点を教えてください。

A

輸出免税に係る消費税の還付申告において、実際の取引を装うなど虚偽の内容で申告書を提出し、消費税の還付を不正に受けようとした事例が税務調査で発覚し、新聞紙上でも頻繁に報じられています。

国税局が各種情報を基に必要と判断した場合、還付金の支払いが一時保留され、還付申告の内容を確認するために行政指導において証拠書類の提出を求められたり、税務調査が実施されたりすることがあります。

輸出免税の証拠書類(例)

著者の顧問先である中古車販売会社(外国人の代表者)の消費税の還付申告に対して税務署から各種資料確認の連絡があり、さらに税務調査に及んだため、税務上の次の各種の疎明資料を提示することで還付請求が完了しました。

- | |
|---|
| ①輸出許可通知書(税関での証明書：貿易書類上でのインボイス) |
| ②国内での車両に係る仕入納品書・請求書(インボイス番号の確認) |
| ③輸出車両の車両番号リスト |
| ④車両解体した際の部分品・パーツ価格(船舶コンテナにパーツ積載での輸出がある場合) |
| ⑤金融機関発行の「外国送金・本支店間外貨送金計算書(被仕向送金)」 |

<立替金の場合の適格請求書>

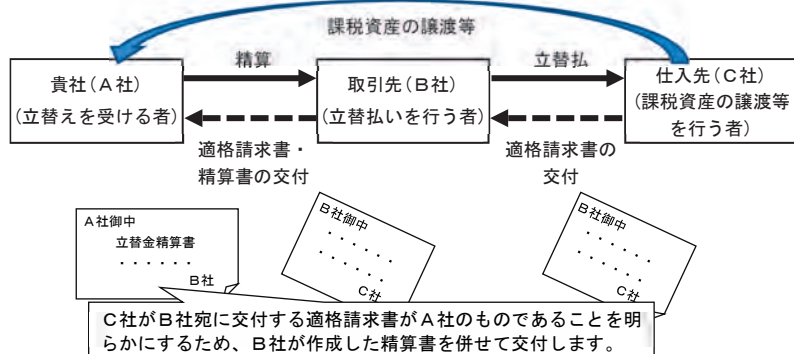
Q 当社Aは取引先B社に、当社の負担すべきC社への支払いを立替えてもらう場合があります。この場合、C社がB社宛てに交付した適格請求書を、B社から受領すれば、C社からの適格請求書として仕入税額控除の要件を満たしますか？

A ご質問の受領だけでは要件を満たしません。

立替払したB社から立替金精算書等を受け、C社からの課税仕入れが貴社Aのものであることが明示されていれば、その適格請求書と立替金精算書等の書類を保存することで要件を満たすことになります。

(参考法令等) 国税庁「インボイス制度に関するQ & A」問94、消基通11-6-2

(立替金の取引図)



<従業員が立替払いした場合の適格簡易請求書>

Q 当社では、従業員が事業用消耗品を立替購入し、適格簡易請求書と引き換えに精算を行っています。

適格簡易請求書の宛名が「従業員名」となっている場合でも、このまま保存して仕入税額控除を行ってもよいでしょうか。

A 従業員が事業に必要な消耗品等を立替購入してその費用を負担する場合、適格簡易請求書の宛名が従業員名であっても、従業員名簿等を保存していれば、仕入税額控除が可能です。

また、従業員名簿等がない場合は、従業員が作成した立替金精算書の保存でも要件を満たすことになります。

○原則

宛名の記載が求められない適格簡易請求書であっても、交付先として仕入税額控除を行う事業者以外の者(例：従業員など)の氏名または名称が記載されている場合には、その適格簡易請求書を受領・保存しただけでは、仕入税額控除の適用を受けることはできません。

○従業員名簿等が併せて保存されている場合

宛名が従業員名となっている適格簡易請求書であっても、その従業員名簿等とともに保存することで請求書の保存要件を満たすため、仕入税額控除を行って差し支えありません。

○従業員名簿等がなく、立替払を行った従業員を特定できない場合

宛名が従業員名の適格簡易請求書に加え、従業員が作成した立替金精算書を受領・保存することで、仕入税額控除を行うことが可能です。

(参考法令等) 国税庁「インボイス制度に関するQ&A」問94-2

<中小事業者の1万円未満の課税仕入れ(少額特例)>

Q

1万円未満の課税仕入れについて、一定期間、適格請求書の保存を要しないと聞きました。その内容について教えてください。

A

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)が1万円未満である場合には、帳簿のみの保存により、その課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができます。

(参考法令等) 国税庁「インボイス制度に関するQ&A」問111、112

税込1万円未満の判定単位

一商品ごとの金額により判定するものではなく、一回の取引の課税仕入れに係る金額(税込み)が1万円未満かどうかで判定します。

退職金
役員給与

取引
会社・役員間

子会社
親会社

雑収入
収益計上時期

交際費等
福利厚生費

生命保険等
給与・外注費

インボイス
消費税

と修繕費
資本的支出

法人成り
資金繰り

措置法
租税特別

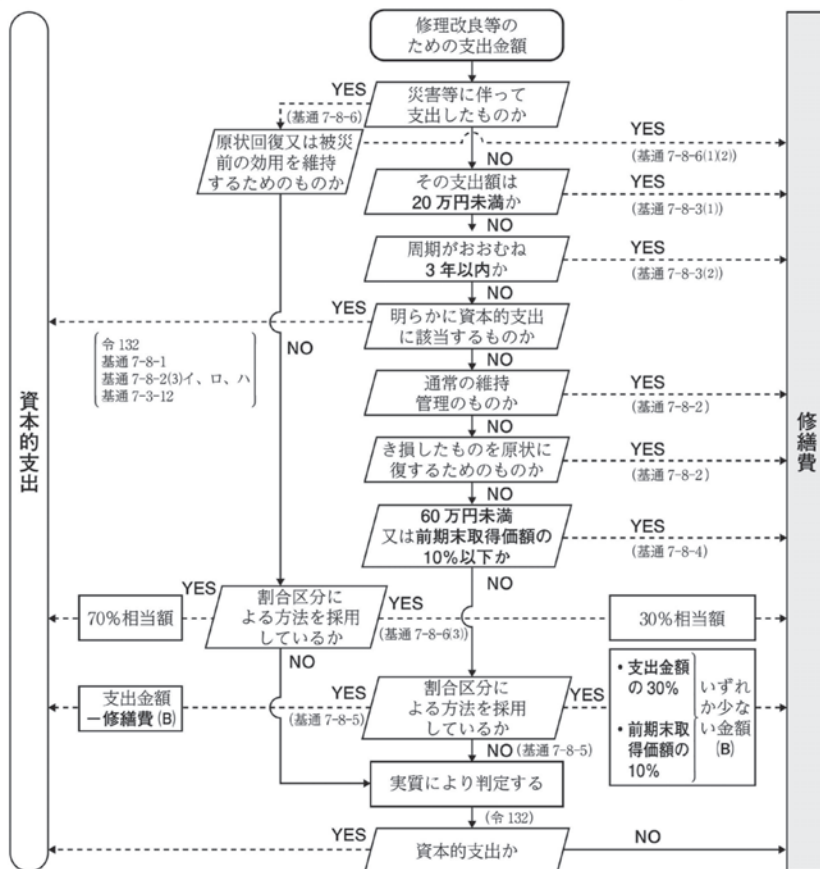
Ⅳ 資本的支出(減価償却)と修繕費

1. 資本的支出と修繕費の判定

Q 修繕費となるか、資産計上して減価償却するのか、どのように判断したら良いでしょうか。

A 資産計上または修繕費なのかは、次のフローチャートで判別します。

●資本的支出と修繕費の区分判定 (法令132、法基通7-8-1~6)



(出典：税務ハンドブック)

IX 資金繰り・法人成り

1. 資金繰り

<運転資金と設備投資の資金>

本冊子の構成内容は、中小企業の税務判断に係わるQ&Aですが、資金繰りは経営管理上、必須ですので、以下解説します。経常的な運転資金*¹と、設備投資の資金*²需要の課題です。

次の①から④の各項目をもって、毎月の返済額と支払利息による資金支出の返済計画を算出します。エクセル等の表計算ソフトを利用して、月額返済額をもって月次予算額に取り込むことができます。

①借入金額	運転資金または設備資金の資金必要額
②借入期間	5年60か月、7年84か月、10年等(超長期)の選択
③借入利率	金融機関ごとの金利を比較する。固定金利か変動金利か
④元金均等、元利均等の選択	元金均等…毎月の借入金の元金を均等返済とする →借入金額の返済と残高が確認しやすい 元利均等…毎月の元金と利息の合計額を均等返済(同一金額) →毎月の返済額が同額のため、予算がフラットで可能となる

※1 経常的な運転資金

$$\text{運転資金} = \begin{array}{l} \text{売上債権} \\ \text{(受取手形+売掛金)} \end{array} + \text{棚卸資産} - \begin{array}{l} \text{買掛債務} \\ \text{(支払手形+買掛金)} \end{array}$$

通常、必要な運転資金は次の計算式で表すことができます。

経常的な売上を確保するためには、現存する在庫に加えて、原材料・外注費・諸経費のための調達資金が必要です。商・製品の年間回転数に応じた原材料等の仕入れ等のための必要資金を金融機関に融資を求めることとなります。そのため、運転資金は通常、短期借入金となります。

※2 設備投資の資金

売上増加を見込む経営計画に応じた製造設備の修繕・改良・新規導入のための資金需要が設備資金となります。固定資産となる機械設備、賃貸物件等の取得は、長らく使用する資産のための資金需要ですから、借入期間は、運転資金とは違って、長期もしくは超長期の借入金とするべきでしょう。

※1の原材料等の運転資金は「太く短く」返済し、※2の設備資金の長期に使用する資金は「細く長く」といった返済計画をするべきでしょう。

X 租税特別措置法

1. 中小企業向け措置の中小企業者に該当するかの判定

<措置法上の中小企業者>

Q

中小企業向けの租税特別措置の中小企業者に該当するかどうかは、どのように判定すれば良いでしょうか。

A

中小企業向けの租税特別措置の中小企業者に該当するかどうかは、事業年度末において次の①および②に該当する法人となります。

①資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人のうち、次のi～ii以外の法人

i その発行済株式または出資の総数または総額の2分の1以上を同一の大規模法人※に所有されている法人

ii その発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上を複数の大規模法人に所有されている法人

②資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

ただし、中小企業者のうち適用除外事業者(その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等)に該当するものは対象から除かれます。

○大規模法人

次の①～④までに掲げる法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

①資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人

②資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

③大法人(次のiからiiiまでに掲げる法人をいいます。)との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

<事業の用に供した日>

Q

中小企業経営強化税制の適用対象資産において、「事業の用に供する」と記載されていますが、具体的にどのタイミングを指しますか。

A

業種・業態・その資産の構成及び使用の状況を総合的に勘案して判断されますが、一般的にはその減価償却資産のもつ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至ったことを指します。

(例) 機械等を購入した場合

機械を工場内に搬入しただけでは事業の用に供したとはいえず、その機械を据え付け、試運転を完了し、製品等の生産を開始した日が事業の用に供した日となります。

○事業の用に供した日の留意点等

- | |
|---|
| ①決算日直前に取得した場合の取得の証明では、機械装置等の購入の請求書・納品書等の納品日の記載を確認できるようにしておきましょう。 |
| ②建物の取得・建築の場合、例えば、会社本店の建物、賃貸用建物、サービス付き高齢者住居向け住宅などの建築には1年前後の期間を要するケースがあります。完成までは、「建設仮勘定」科目を使用しますが、引渡日、登記日、賃貸開始日、入居開始日などが事業の用に供した日となります。 |
| ③事業の用に供するための支出
一般的に、法令上、中古資産を取得して、その資産を事業の用に供するための改修工事等の費用は、法令上は、その資産の取得価額に含まれます。措置法の中小企業者経営強化税制では、既存設備の資本的支出は本措置法の「取得等」には当たらないことから、対象となりません。
ただし、単独資産の機能の付加である場合等、実質的に新たな資産を取得したと認められる場合には、制度の適用が受けられます。 |

(参考法令等) 法令54①

固定資産税の精算金

上記の建物等の不動産取得に際して、売り手に対して固定資産税精算金を支払った場合、買い手の租税公課の損金処理ではなくて、建物等の取得価額に加算することになります。

固定資産税は毎年1月1日現在の所有者が負担するものであり、未経過固定資産税は、取得価額(譲受価額)の一部となります。

<他の税制との重複適用>

Q

中小企業経営強化税制は、他の税制との重複適用は可能でしょうか。

A

同じ減価償却資産で2以上の特別償却・税額控除に係る税制の適用を受けることはできませんが、固定資産税の特例措置とは重複して利用することが可能です。

○固定資産税の特例措置

(令和7年4月1日から令和9年3月31日までの取得分)

特例措置の対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定(雇用者給与等支給額の引上げ方針の記載があるものに限ります。)を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業		
計画認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること		
対象設備等	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件
	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備(認定経営革新等支援機関が確認)
	②測定工具及び検査工具	30万円以上	
	③器具備品	30万円以上	
	④建物附属設備	60万円以上	
特例措置	固定資産税(通常、評価額の1.4%)		
	①先端設備等導入計画中に1.5%以上の賃上げ表明*に関する記載がある場合、3年間、課税標準を1/2に軽減		
	②先端設備等導入計画中に3%以上の賃上げ表明*に関する記載がある場合、5年間、課税標準を1/4に軽減		
	※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの		

(参考法令等) 地法附則15④、地令附則11④

退職金
役員給与

取引
会社・役員間

子会社
親会社

雑収入
収益計上時期

交際費等
福利厚生費

生命保険等
給与・外注費

インボイス
消費税

と修繕費
資本的支出

法人成り
資金繰り

措置法
租税特別